

法律相談

名古屋弁護士会会长 協会顧問 楠田堯爾

企業に対する乗っ取り

Q

暴力団対策法が施行となって、その影響で
どんな現象が起こっていますか？

A

1.平成4年3月1日にいわゆる暴力団対策法が施行されました（平成5年4月28日、平成9年5月30日改正）。これにより暴力団に所属している旨の名刺を見せるなど、暴力団の威嚇力を前面に押し出す形での民事介入暴力行為は減少傾向にあります。

2.その一方で、いわゆるフロント企業（暴力団が設立し現にその経営に関与している企業、または暴力団構成員等暴力団と親交のある者が経営する企業で、暴力団に資金提供を行うなど、暴力組織の維持・運営に積極的に協力し、若しくは関与する企業）が、暴力団の影を隠蔽して知能犯的に企業を乗っ取る事件が見られるようになりました。

3.この乗っ取りには大別して2つのパターンがあります。一つは、倒産管理を目的とするもので、乗っ取り後、手形を濫発するなどして倒産させてしまう方法です。（以下、便宜的に倒産整理型乗っ取りと称します）。もう一つは、企業の信用力（のれんなど）取得を目的とするもので、乗っ取った後、その企業の信用力により本来の姿を隠蔽して経済活動を行う方法です（同、信用力取得型乗っ取りと称します）。

このうち倒産整理型乗っ取りは、従来もしばしば見られた方法です。経営状態の芳ばしくない企業に援助名下に乗り込んで、手形を濫発して割り引いてもらうなどの方法により現金を集められるだけ集めた後、姿を隠してしまい企業を倒産させてしまう手口です。手形を所持する者は、倒産した企業に請求しても（手形取立にまわしても）回収できませんし、濫発した本人は雲隠れしているのでその人にも責任追及できない状態となってしまうのです。

一方、信用力取得型乗っ取りは最近現われ始めた方法です。一時的な（倒産整理型のような）現金取得を目的とするのではなく、乗っ取った企業を活動拠点としてその信用力をを利用して経済活動を行い、長期的に利益を得る手口です。一見問題がないようにも見えますが、経済活動により取得

されたお金が暴力団に資金提供され、暴力団の維持・運営に協力することになるのです。また、のれんを信用して、取引した取引先が、のれんの信用力に見合う取引をしてもらはずと思わぬ損害を被る可能性も否定できません。

4.この乗っ取りの対象として狙われやすいのは、中小企業です。その理由は大企業の場合、株式が上場されていることが多く経営権獲得のためには大量の株式を取得せねばならず（株主総会において取締役に選任されるだけの株式数の保有が必要です）資金的に問題があります。一方、取締役になつても取締役の数が多いため少数の暴力団関係者取締役で取締役会を牛耳ることができず経営をほしいままにすることもできません。むしろ、中小企業として大企業に寄生することで利益を獲得する方が容易であることを理由とします。

中小企業の場合、株式の譲渡制限をしている会社も少なくないと思われますが、取締役の数も少ないため端的に取締役に就任して取締役会を牛耳り（小人数なら取締役会で脅しをかけてしまえばよい）会社の実質的経営権を獲得しやすいようです。

なお、中小企業の中でも特に狙われやすいのはワンマン型、同族経営型の企業のようです。ワンマン型の企業の場合、ワンマン社長にアメを与えて（与えたフリをして）または脅かして籠絡してしまえば、あとは彼らの思うがままに企業を操ることが可能です。また、同族経営型の企業の場合、内紛に乗じてまたは内紛を起こさせた上で、一方に加担するフリをして経営に参加し始めて、結果的に双方とも追い出して（または加担した側を名目上残しておいて）漁夫の利を得る形で経営権を取得してしまいます。この場合も、あとは彼らの思うがままに企業を操ることが可能です。

5.具体的な手口を踏まえた防御策については、次回以降でお話しします。